入札公告（説明書）

令和8年11月6日
東日本高速道路株式会社　東北支社長　　加藤 健治

次のとおり条件付一般競争入札方式による調達案件について公告します。

なお、本調達案件については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年7月版）（以下、「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本調達案件に参加する者は、共通入札公告2-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで参加してください。

１．調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	東北自動車道　菅生ＰＡ受水槽設備更新工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』または『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本　東北支社長　加藤 健治
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本　東北支社　技術部　調達契約課 （住所）〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 ＪＲ仙台イーストゲートビル12階 （電話）022-395-7574 （電子メールアドレス）ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「無」
1-8	入札手続き日程	本書『2.入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本調達案件においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：本書2-18.に示すとおり
1-12	参考積算条件書の掲載	掲載の有無：本書2-19.に示すとおり

1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	特記事項なし

２．入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和8年11月30日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和8年11月30日　16時00分まで ※共通入札公告2-3.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。 【提出書類】 (1)　競争参加資格確認申請書様式1 (2)　競争参加資格確認申請書様式2 (3)　担当者連絡先届
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和9年1月14日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで

2-6	技術提案書の 提出期限	本調達案件においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本調達案件においては非該当
2-8	改善技術提案書の 提出期限	本調達案件においては非該当
2-9	技術提案書の 採否通知日	本調達案件においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	【提出期限】 令和8年11月30日　16時00分 【提出場所】 本書1-4.に示す契約担当部署 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。提出部数は1部とする。
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和9年1月18日から令和9年2月3日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	【提出期限】 令和9年2月15日　16時00分 【提出場所】及び【提出方法】 本書2-10.に示す参考見積書の提出先、提出方法と同じ

2-13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和9年3月8日　16時00分 ※共通入札公告2-4.に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する工事費内訳書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり） 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 【提出書類】 (1)　入札書 (2)　工事費内訳書（※Microsoft Excelにより提出すること。）及び入札金額内訳書(「入札者に対する指示書」様式) (3)　総合評定値通知書（経審）の写し
2-14	開札日時	令和9年3月10日　13時30分
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する 質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日から令和9年2月19日 16時00分まで 【受付場所】 本書1-4.に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。 【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間（設計業務成果品等の貸与）	本調達案件においては非該当

2-19	資料の掲載 (参考積算条件書)	本調達案件においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

工事件名			東北自動車道　菅生PA受水槽設備更新工事		
調達手続の概要	競争契約の方法		条件付一般競争入札方式		
	落札者の決定方法		総合評価落札方式	工事実績評価型（実績Ⅱ型）	
	評価値の算出方法		加算方式		
	見積活用方式の有無		有		
	入札ボンド		対象外		
	履行ボンド		対象		
	JV募集対象		対象外		
	審査時期		事前審査		
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①「令和　　7・8　　年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和6・7年度の工事種別（管工事）の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。		
		工事種別	管工事		
		等級区分又は競争参加資格の区分	無。単体の競争参加のみとし混合は認めない。		
	企業に求める施工実績	対象となる施工実績	平成23年4月1日以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（以下、「元請」という。）として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
		同種工事	給水設備について、新設又は更新のいずれかを実施した工事 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した実績は、甲型の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は出資の割合（出資比率）が20％以上のものを、乙型の場合は分担工事が同種工事のものに限り施工実績として認める。		
		同種工事（緩和）	※本調達案件においては非該当		
	企業に求める納入実績等	対象となる納入実績等	※本調達案件においては非該当		
		同種機器	※本調達案件においては非該当		
		支援体制	※本調達案件においては非該当		
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名）－	受注者名）－	
			業務名）－	受注者名）－	
		施工管理業務の受注者	業務名）-	受注者名）-	
			業務名）－	受注者名）－	
	カーボンニュートラルへの取り組み意思		当該工事の建設現場においてカーボンニュートラルへの取り組み意思があること。 取り組み意思がない場合は 、不適とし競争参加資格が無いものとする。		
	その他		-		
継続契約方式の対象			対象外	対象となる後発工事その1	-
				対象となる後発工事その2	-

技術者資格・経験に関する契約履行要件等一覧表

<table>
<tr><td rowspan="3">契約履行要件
(契約後に技術者を配置するための要件：調達手続き中の配置は不要)</td><td colspan="2">配置基準</td><td>本調達案件の仕様書に定める時期において、次に掲げる基準を満たす技術者を、配置できること。</td></tr>
<tr><td>配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目</td><td>同種工事</td><td>①主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。
本工事に対応する建設業法の許可業種 ： 管工事業

なお、監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年4月1日以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。
給水設備について、新設又は更新のいずれかを実施した工事

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した実績は、甲型の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は出資の割合(出資比率)が20%以上のものを、乙型の場合は分担工事が同種工事のものに限り施工実績として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。
また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。</td></tr>
<tr><td>配置予定技術者(設計管理技術者及び照査技術者)に求める項目</td><td>資格要件</td><td>※本調達案件においては非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>-</td></tr>
</table>

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型Ⅱ型	技術評価点（満点）	10点

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">施工の確実性</td><td rowspan="5">競争参加者</td><td rowspan="5">同種工事の工事成績</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td>評価点= 配点（4.000点） × （同種工事実績の工事成績評定点×係数b-70）/20 × 係数a
（評価点の算定値は小数第４位以下を切り捨てとする）
係数 a の設定は下記のとおり
<table>
<tr><th></th><th>同種工事の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</th><th>同種工事の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</th><th>同種工事の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</th></tr>
<tr><td>1）同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事</td><td>1.000</td><td>0.500</td><td>0.250</td></tr>
<tr><td>2）同種工事実績が上記①以外の公共発注機関の発注工事</td><td>0.500</td><td>0.250</td><td>0.120</td></tr>
<tr><td>3）上記に該当しない</td><td colspan="3">0.000</td></tr>
</table>
係数 b の設定は下記のとおり
<table>
<tr><td>1）同種工事の受渡しが令和6年4月1日以降のNEXCO中日本の工事成績評定点の場合</td><td>0.954</td></tr>
<tr><td>2）同種工事の受渡しが平成30年7月1日から令和6年3月31日までのNEXCO中日本の工事成績評定点の場合</td><td>0.936</td></tr>
<tr><td>3）同種工事の受渡しが平成27年4月1日から平成30年6月30日までのNEXCO中日本の工事成績評定点の場合</td><td>0.954</td></tr>
<tr><td>4）NEXCO中日本以外の発注機関工事成績評定点の場合</td><td>1.000</td></tr>
<tr><td>5）同種工事の受渡しが平成27年3月31日以前の工事成績評定点の場合</td><td>0.000</td></tr>
</table>
</td><td>0.000～4.000点</td><td>4.000点</td><td>-</td></tr>
</table>
◇留意事項

①　（同種工事実績の工事の成績評定点×係数ｂ）が90点以上の場合、（同種工事実績の工事の成績評定点×係数ｂ）を90点として評価する。

②　（同種工事実績の工事の成績評定点×係数ｂ）が70点以下の場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。

③　公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。
</td></tr>
<tr><td>施工の確実性</td><td>競争参加者</td><td>品質管理・環境・労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの取得状況</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th>評価基準</th><th></th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1)品質管理ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO9001）
2)環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO14001）
3)労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（COHSMS/ISO45001）の取得状況</td><td>①　左記の1)から3)のﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑのうち２つ以上を取得している</td><td>1.000点</td><td rowspan="3">1.000点</td><td rowspan="3">-</td></tr>
<tr><td>②　左記の1)から3)のﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑのうち１つを取得している</td><td>0.500点</td></tr>
<tr><td>③　左記の1)から3)のﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑを取得していない</td><td>0.000点</td></tr>
</table>
◇留意事項

①　取得しているﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。

②　取得しているﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合は、評価しない。

③　上表3）においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は１つとする。
</td></tr>
<tr><td>施工の確実性</td><td>競争参加者</td><td>同一工事種別における表彰実績</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th>評価基準
表彰時期
表彰対象</th><th>評価点
表彰日が令和6年4月1日以降である場合</th><th>評価点
表彰日が令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間の場合</th><th>評価点
表彰日が平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td>①　NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td><td>2.000点</td><td>1.000点</td><td>0.500点</td><td rowspan="2">2.000点</td><td rowspan="2">-</td></tr>
<tr><td>②　NEXCO東日本の事務所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績</td><td>1.000点</td><td>0.500点</td><td>0.250点</td></tr>
<tr><td>③　上記に該当しない</td><td colspan="3">0.000点</td><td></td><td></td></tr>
</table>
◇留意事項

①　本工事と同一工事種別の表彰について評価する。ただし、社長表彰及び支社長による功労表彰の場合は工事種別は問わない。

なお、入札公告（説明書）に記載された工事種別に対して、表彰実績の対象となる工事種別は、本業務の技術資料作成説明書3.（5）表彰実績に記載の通りとする。

②　表彰実績は1件に対してのみ評価する。複数の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。

③　表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。

④　表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。

⑤　優秀工事等の表彰とは、各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、コスト縮減優秀工事、工程管理優秀工事、又は優良工事」等としての表彰であること。

⑥　上記⑤以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。
</td></tr>
<tr><td>施工の円滑性</td><td>地域精通度・当社への貢献度等</td><td>災害時の協力実績（緊急災害復旧工事等の施工実績）</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td>①　NEXCO東日本への令和5年4月1日以降の災害協力実績（受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない）である場合</td><td>1.000点</td><td rowspan="4">1.000点</td><td rowspan="4">-</td></tr>
<tr><td>②　NEXCO東日本への令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の災害協力実績である場合（受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない）</td><td>0.500点</td></tr>
<tr><td>③　NEXCO東日本への平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の災害協力実績である場合（受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない）</td><td>0.250点</td></tr>
<tr><td>④　上記に該当しない又は災害協力実績がない</td><td>0.000点</td></tr>
</table>
◇留意事項

①　緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式≪工事・調査等≫又は災害復旧方式【簡易型】≪物品・役務≫に基づき契約したものをいう。

②　災害時の協力実績は１件に対してのみ評価する。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。

③　NEXCO東日本への災害協力実績がある場合は、工事名、発注者名、工期、履行箇所、受渡時期等、災害協力の実績が確認できる書類の写し（依頼書及び承諾書、発注書及び受渡書、又は契約書など）を添付すること。なお、添付されていない場合は「０点」で評価する。

④　既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「０点」で評価する。

⑤　NEXCO東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「０点」で評価する。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>担い手確保</td>
<td>ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況</td>
<td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th>評価基準</th><th></th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1)女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるぼし認定企業）
2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日～令和7年3月31日まで以降の基準/令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・プラチナくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準））
3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業） の取得状況
※同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする</td><td>①　左記の1)から3)の認定のうち１つ以上を取得している</td><td>1.000点</td><td rowspan="2">1.000点</td><td rowspan="2">-</td></tr>
<tr><td>②　左記の1)から3)の認定を取得していない</td><td>0.000点</td></tr>
</table>
◇留意事項
①同一認定を重複して取得している場合、認定数は１つとする。</td>
</tr>
<tr>
<td>環境負荷軽減</td>
<td>カーボンニュートラルへの取り組み</td>
<td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th>評価基準</th><th></th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="5">次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。
1)現場事務所に太陽光発電設備（※1）を導入する
2)元請社員が使用する連絡車に電動車（※2）を導入する
3)現場（※3）で使用する電力として再生可能エネルギー電力（※4）を電力会社またはエネルギー供給会社等から購入する
4)その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する

※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう。
※2：電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)をいう。
※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた建設現場をいう。このとき、施工箇所、又は、現場事務所の少なくともいずれか一方にて再生可能エネルギー電力を購入していれば、取組として評価する。
※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう。</td><td>①　左記の1)から3)のうち２つ以上を取り組む</td><td>1.000点</td><td rowspan="5">1.000点</td><td rowspan="5">○</td></tr>
<tr><td>②　左記の1)から3)のいずれか１つと左記の4)を取り組む</td><td>0.750点</td></tr>
<tr><td>③　左記の1)から3)のうち１つを取り組む</td><td>0.500点</td></tr>
<tr><td>④　左記の4)を取り組む</td><td>0.250点</td></tr>
<tr><td>⑤　左記の1)から4)を取り組まない</td><td>不適</td></tr>
</table>
◇留意事項
①評価基準における1)から4)については、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わない。

②取り組みは当該工事において実施が確認できるものとし、安全や目的物の品質において、設計図書や適用する基準類を満たさない工法や材料等の使用は認めない。

③特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体での申請の場合、いずれかの構成員が取り組めば良い。

④評価基準における4)については、複数の取り組み内容が記載された場合であっても、1つの取り組みとして評価するものとする。また、取り組み内容の記載が本店・支店での取り組みなど、明らかに当該工事の建設現場以外である場合は、評価しないものとする。なお、この場合において、評価基準における1)から3)のいずれも取り組まず、4)のみの取り組みである場合は、不適とし競争参加資格が無いものとする。

⑤競争参加資格確認申請書において取り組むとした項目においては、履行義務が生じるものとする。なお、評価基準における4)において、複数の内容が記載された場合は、記載した内容すべてに対し履行義務が生じるものとする。

⑥評価基準における1)から4)についていずれも取り組まない場合は、不適とし競争参加資格が無いものとする。</td>
</tr>
</table>